

令和2年第4回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日（金）午前9時30分から10時20分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員（18人）

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	大沢 トモ子 君
3番	時田 宏 君	4番	川崎 良巳 君
5番	佐々木 一 榮 君	6番	高村 國昭 君
7番	中里 光明 君	8番	竹原 誠 君
9番	佐々木 喜克 君	10番	鈴木 幸雄 君
11番	三浦 弘文 君	12番	豊川 敏雄 君
13番	鳥谷部 甚一郎 君	14番	北村 勉 君
15番	柏田 雅俊 君	16番	〔欠員〕
17番	鳥谷部 孝雄 君	18番	三浦 房雄 君
19番	中川原 隆雄 君		

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第6号 農地法第52条の規定に基づく情報提供について

報告第7号 農地移動適正化あっせん委員の指名報告について

第4 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第19号 農用地利用配分計画の承認について

議案第20号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第21号 職員の任免について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小保内 一 典 君
事務局次長	赤坂 和 浩 君
総務班長	黒沢 満 尋 君
主 幹	川村 悦 子 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和2年第4回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。
よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

そして、今、コロナの件で庁舎内の会議も中止になったり、延期になったりという状況にありますけれども、農業委員会、定例で総会も開催しておりますし、対面、距離間も保っております。

密閉ということだけでなく、奥も広げて大きくして、会議の途中で換気ということも言われておりますけれども農業委員会としては、月1回の定例総会を開会する予定でございますので、審議時間、極力短くいたしまして、総会、今後も続けていきたいと考えております。

今後とも御協力お願いいたします。

事務局（小保内） 本日は、全員出席されておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員の指名を行いません。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、4番 川崎良巳委員と 15番 柏田雅俊委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には事務局の赤坂和浩次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2 業務報告、業務報告については、事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

事務局（黒沢） 3月26日の農業経営改善計画認定審査会に出席いたしました。

今回、認定申請者は4人で、4人とも認定されております。
内訳として、切谷内地区の方が1名、兎内地区の方が2名、
上市川地区の方が1名となっています。 以上です。

議長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第3 報告第6号「農地法第52条の規定に基づく情報提供について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） はい、それでは、議案書の1ページ報告第6号農地法第52条の規定に基づく情報提供について説明させていただきます。

農地法第52条の規定により、次のとおり農地の賃借料の情報提供について報告する。2ページをご覧ください。五戸町農地賃借料情報参考資料情報です。

平成31年1月から令和元年12月までに締結された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。

水田、地域名は五戸町全域です。平均額●●円、最高額●●円、最低額●●円、調査筆数は238筆となっております。

普通畑、五戸町全域、平均額●●円、最高額●●円、最低額●●円、調査筆数は88筆となっております。

ちなみに、昨年まで水田ですが、普通の水田と基盤整備されたこと分けておりましたけれども金額、基盤整備以外のほうが高くなったりするということで、今年度は、一本にしております。

以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第6号について、発言のある方は挙手をお願い

いたします。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) よろしいでしょうか。

特に発言がないようですので、以上で報告第6号を終わります。

議長(岩井) 次に、報告第7号「農地移動適正化あっせん委員の指名報告について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) それでは議案書の3ページ、報告第7号と参考資料の1ページをご覧ください。

五戸町農地移動適正化あっせん基準8の(1)の規定に基づき、あっせんの申出があったので、同基準8の(7)及び同基準細則7の規定によりあっせん委員2名を指名してあっせん付しましたのでご報告いたします。

農地の所在は、大字上市川字塚谷地の田が2筆になります。面積は、2筆で、●●㎡、地目は、田になります。4月2日あっせんが成立しております。参考に売買価格は、2筆合計で●●円、10a当たり約●●円となりました。以上です。

議長(岩井) ただ今の報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) よろしいですか。

特に発言がないようですので、以上で報告第7号を終わります。

議長(岩井) ここで農地調査会、今月の調査委員は、7番 中里光明委員と18番 三浦房雄委員です。調査委員席にご着席ください。

(調査委員着席)

議長(岩井) 次に、日程第4 議案第17号「農地法第3条の規定による許

可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の農地法第3条の許可申請について説明させていただきます。議案書の4ページ、参考資料の3ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。今月の許可申請は、1議案4件です。

1番と2番は交換による所有権移転に関する件、3番は賃借権の設定に関する件、4番は売買による所有権移転に関する件です。

1番と2番の農地の所在はともに、大字倉石中市字中市下川原、田、面積は●●㎡です。

3番、農地の所在は、字八景、田、計2筆、面積は●●㎡です。

4番、農地の所在は、大字倉石石沢字大面、畑、計3筆、面積は●●㎡です。

1番から4番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに農作業の効率化、経営の安定化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに、賃借料及び売買価格をお知らせします。3番の賃借料は年額●●円、10a当たり●●円です。水利費は譲渡人が負担します。4番の売買価格は●●円、10a当たり●●円です。

以上です。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、中里光明委員から調査結果の報告をお願いいたします。

中里光明調査委員 座ったままで報告させていただきます。

農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の4ページ議案第17号と参考資料の3ページをご覧ください。4月2日に岩井会長と三浦房雄委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番と2番は、譲渡人と譲受人は農地が隣同士で、1番の譲受人

は、当該農地を水田として耕作していたが、今後は、畑地として耕作したいと考えており、農地を同等の面積で交換することにより、お互いに農地としての利便性が良くなることから、申し出をして交換するものです。

1番の譲受人は、主にニンニク、2番の譲受人は、水稻を作付けしたいそうです。

3番は、譲渡人と譲受人は知人であり、譲渡人が今後も管理できないことから後見人を設定し、譲受人へ所有する農地を賃貸借するものであります。譲受人は、水稻を作付けするそうです。

4番は、譲渡人と譲受人は知り合いで、譲受人が当該農地を賃貸借による農地の利用について譲渡人の所へ伺ったところ、購入してほしいとの申し出があったことから、譲受人へ所有する農地を売買するものであります。

また、譲受人は長いも、ニンニクを作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番（竹原） 1番と2番の件ですけれども、たまたま面積が同じなんでしょうけども登記簿上も同じなのか。それとも何か交換するために。

事務局（川村） 登記簿上もこの面積です。1番の譲受人が交換するために分筆して、新たに畦畔もきちんと立てて、交換するために同等の評価額になるように分筆したということで、登記事項証明書なり図面等もいただいております。

8番（竹原） そうすれば参考資料の案内図、ここの真ん中の部分が空いているがここはよその方の。

事務局（川村） ●●と●●が、1番の譲受人が畑地として耕作したいというところになります。

8番（竹原） この方々は縁故関係があるのか。

事務局（川村） ないと言っていました。農地、田んぼが隣同士だったというこ

とまず顔見知りということだそうです。

17番（鳥谷部） 3番の問題ですけれども今までもこういう方式でやっていたのか、今、変わったのか。後見人のこと。

事務局（川村） 後見人については、3番の譲渡人の方は後見人が必要な状態になったために、本人ではもうこのような書類手続きや判断ができないということで、後見人がこのような書類手続きをしているので、申請人はあくまで後見人、財産管理している後見人だそうです。

議長（岩井） そのほかございますか。よろしいでしょうか。それでは採決いたします。
議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。
調査委員の方々、ありがとうございました。
指定席にお戻りください。

（調査委員、指定席へ戻る。）

議長（岩井） 次に、議案第18号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは議案書の6ページ、議案第18号をご覧ください。
五戸町長より令和2年3月25日付け、五農林第501号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案12件で合計面積は●●m²です。
1番の農地の所在は字苗代沢になります。畑が1筆、面積が●●m²、10年間の賃貸借で賃借料は10a当たり●●円となります。
2-1番と2-2番の農地の所在は鍛冶屋敷になります。
どちらも畑、登記地目は畑となり、2-1に関しては面積は、

●●㎡、2-2に関しては面積は、●●㎡、どちらも5年間の賃貸借で賃借料は、どちらも年で●●円となります。

3番の農地の所在は、字下保土沢の田が1筆、面積は●●㎡、こちらは5年間の使用貸借となります。

4番の農地の所在は、字姥堤の田が1筆、面積は●●㎡、こちらは3年間の賃貸借で賃借料は、10a当たり●●円となっております。

5番の農地の所在は、字蛭川後の田が1筆と字熊野林後田が4筆、合計田が5筆で面積は、●●㎡となります。こちらは1年間の賃貸借で賃借料は、年、総額●●円となっております。

6-1の農地の所在は、字上根前の田と字筒口川原の田が合計2筆面積は合計●●㎡、こちらは5年間の賃貸借で賃借料は、10a当たり●●円となっております。

6-2の農地の所在は、字油出の田が2筆と字筒口川原の田が1筆、字八景の田が1筆、合計4筆で面積は、●●㎡、こちらは5年間の賃貸借で賃借料は、総額1年●●円となります。

7-1の農地の所在は、字姥堤の田が1筆、面積は、●●㎡、5年間の賃貸借で賃借料は、10a当たり●●円となっております。

7-2の農地の所在は、大字切谷内佐野前谷地の田が1筆と字兎内下谷地の田が1筆、字佐野上谷地の田が1筆、合計3筆で面積は、●●㎡、こちらは5年間の賃貸借で賃借料は、10a当たり●●円となっております。

8の農地は、町有地になります。農地の所在は、大字倉石又重字中崎の畑が2筆となります。面積は合計で●●㎡、1年間の賃貸借で賃借料は10a当たり●●円となります。

9番は、先ほど報告でご説明いたしました、あっせんによるあっせん成立による所有権移転でございます。農地の所在は、大字上市川字堺谷地の田が2筆、面積は合計、●●㎡、売買価格は●●円となります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えます。

以上です

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

17番（鳥谷部） 5番の問題ですけれども使用1年とありますけれども、何かあって1年なのか。

事務局（黒沢） この契約に関しては毎年、1年の更新となっておりますけれども所有者の方が、売りたいような気持ちもあるらしくて1年ずつの契約となっております。

8番（竹原） 今、1年の話が出ましたけれども9ページの8番、五戸町の台地でしょう。1年で再設定、台地あたりで1年というのは結構あるのか。

事務局（黒沢） そうですね。何件かあります。

8番（竹原） 何を作付けすると言っているのか。

事務局（黒沢） ニンニク、長いも等となっておりますが、自分が経営している農地で回しているというかそのような形となります。

議長（岩井） よろしいでしょうか。それでは採決いたします。
議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第19号「農用地利用配分計画の承認について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは議案書の10ページ、議案第19号をご覧ください。
農用地利用配分計画についてでございます。
これに関しては今まで、中間管理機構から受け手への配分計画については、青森県が公告、縦覧していましたが、中間管理事業の事務手続きの簡素化の一環として、県での公告を廃止し、市町村の配分計画で手続きが完了することになったもので、出し手から機構へ、機構から受け手への2つの解釈を一括する設定が、可能となったも

のです。これは、一括方式と呼ばれております。

それでは、ご説明いたします。

1番の農地の所在は、字熊野林後の田が2筆、面積は合計で●●
m²、こちらは10年間の使用貸借となります。

2番の農地の所在は大字倉石石沢字石沢後、地目は田が1筆、面
積は●●m²、こちらは10年間の賃貸借で、賃借料は10aあたり●●
円となります。

以上です

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり決定いたしま
した。

議 長（岩井） 次に、議案第20号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断
について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） それでは議案書の11ページ、議案第20号と参考資料の11ペ
ージをご覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

1議案、1件です。1番の大字倉石中市字大久保平の畑について
植林も追認申請で、令和2年1月の総会で農振除外許可相当とした
ときです。農林課の担当が青森県、構造政策課へ行き、事前協議し
た結果、農振除外申請を取り下げし、非農地判断で処理すべきであ
ると指導を受けたものです。

20年前にイチイを植林した土地となっております。

令和2年4月2日の農地調査会で確認した結果、農地法運用につ

いて第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものでございます。

1筆、●●m²です。以上です。

議長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

19番(中川原) 今、事務局の説明でわかりましたけれども、これはイチイを植林したということで、農振の除外の申請は必要だと、そして要領、非農地証明の要領でしたか、あれの中には人工林についてはうんぬんというのは書いてます。県の見解とその要領の中の項目と違う解釈なんですか。

事務局(赤坂) いや、同じです。

19番(中川原) 人工の場合にはとか、さまざまうたっていますよね。要領の中には。災害とか天然に生えたもの、繁茂したものについては、それは非農地証明でいいでしょうと、私はそのように理解していましたが。

事務局(赤坂) あのですね、去年の11月の総会で非農地要領を設定しましてその中に人為的に植林したものも15年以上経過したものについては非農地証明で処理できるということになってますので、その要領の中で判断しています。

19番(中川原) 見てみないと、ここに持っていないから。まあ事務局が言っていることが正しいと思うし、要するにその要綱、要領の中には国土調査前、相当過ぎますと45年の辺りから、経過したものは、その時の登記地目と担当者が見方によって違うと、違った例も出てきます。それは時効みたいになって、必要ございませんよという風な解釈がされていましたがけれども、15年やなんぼで非農地となれば、大変、無断転用が出てくる可能性があるわけです。15年やなんぼであれば。登記地目もあくまでも5年くらいかな植林してから。5年くらいなければ地目変更の登記はできませんので。その点のからみそれでいいのかなと思って。まいいんだろうなと言うことで。そうすれば我々農業委員も今度、非農地証明で現況が15年以上たってい

るものについては、どんどん非農地にしなければならないことになってくるわけです。わざわざ調査をしたりする必要がないだろうし、たとえば、15年となれば田んぼの今、減反が終わって、やってから相当な非農地、荒地、まあ我々、荒地と言っているんだけど、それも非農地扱いになるんですかね。

事務局（赤坂） それは調査してみただと思うんですけども。

19番（中川原） 例えば今、15年って言ったわけでしょ。だから15年やなんぼ経っているわけでしょ。普通、状況からみても。沢の田とか全然、田にならないところいっぱいある訳でしょ。それが事実となれば、その調査も農業委員としてやっていかなければ、見直し、私が言うのはその見直しなわけ。

事務局（赤坂） 今後、沢の田も見て歩いて、調査していくようにしたいと思います。

19番（中川原） それはいいと思いますよ。それを早めに農林サイドと、田んぼの場合、改良区もあるでしょうし、沢水を使っている場合もあるだろうし、その辺も相当、吟味しながらやっていかなければですよ、早い期間に。その辺は。特に田んぼの場合は、利活用の問題、が出てきますから。支障、1つ、1か所が悪くなればそこに来れば水が来ないとか、排水が悪いとか、これが追隨して、荒地、耕作放棄地扱いな田んぼになって、原野化してくるわけ。まず、その辺も今後の問題として、考えていかなければ、これは早急に調査をして、やっていかなければちょっとまずくなると思いますから。

議長（岩井） 今のは意見としてですか。

19番（中川原） 意見になります。

議長（岩井） 今のは意見として賜っておきます。

19番（中川原） 今、15年の話から行きましたから。

議長（岩井） そのほかございますか。

17番（鳥谷部） 今の意見が最高のこれからの意見だと思いますけれども、暫時休憩して、この問題、職員も勉強しなければならないことだから。15年という年功が出たのでこれから、我々として放棄地の問題もあるし、15年というのは年功として相当の問題となると思います。これから、五戸町役場の方も遊休農地というデータに出て、何十兆部というのが出ているけれども、これを改革して行くにも丁度、いいのでは。これは、早めに見て歩いたほうがいいのでは。

議長（岩井） その件については、後日ということによろしいですか。今、議案進行していきたいので。意見として賜っておきます。そのほかございますか。議案についての質問でお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。
議案第20号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第20号は非農地と判断することに決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第21号「職員の任免について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の12ページ、議案第21号をご覧ください。
職員の任免についてでございます。五戸町農業委員会職員を次の13ページをご覧ください。出向、令和2年4月1日付け五戸町長部局へ出向させる舛沢実、任命、令和2年4月1日五戸町農業委員会職員に任命する小保内一典、以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 21 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、令和 2 年第 4 回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和2年4月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員